

各 都道府県 } 障害保健福祉主管部（局）  
市区町村 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
厚生労働省健康局健康課予防接種室

### 障害福祉サービス事業者等の利用者及び従事者に対する追加接種の速やかな実施について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチンの追加接種の接種間隔を短縮することができる、障害者支援施設等の入所者等及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者の範囲につきましては、「障害者支援施設等の入所者等における初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年12月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡）にてお示ししたところです。

今般、「追加接種の速やかな実施について（その2）」（令和4年1月31日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡（別添1））が発出され、

- ・ ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、ワクチンの有効活用等の観点から、予約枠に空きがあれば、現に高齢者に対する接種が行われている場合においても、6か月の接種間隔が空いたならば、一般対象者についても追加接種の前倒しを行っていただきたいこと
- ・ 自治体の判断により、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等について優先的に接種を行うことも検討していただきたいこと

が示されました。

この「地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等」として、障害福祉サービス事業所・施設や障害児入所施設・障害児通所支援事業所等の従事者等に優先的に接種を行うことも考えられます。

また、令和4年2月7日に内閣総理大臣から厚生労働大臣に対し、保育所や学校での感染が拡大している実態を踏まえ、保育士などの職員に対し、積極的に3回目接種を促進することを働きかけるよう指示がありました。これを踏まえ、「保育所、放課後等児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について」（令和4年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化対策総合対策室ほか連名事務連絡（別添2））が発出されたところであり、この「保育士などの職員」として、子どもに接する施設・事業等の職員である、障害児入所施設や障害児通所支援事業所等の従事者についても、積極的な3回目接種の促進の対象としていただくことが考えられます。

つきましては、別添の事務連絡の内容を踏まえ、障害福祉サービス事業所・施設や障害児入所施設・障害児通所支援事業所等の従事者等に対する積極的な追加接種の実施についてご検討いただくとともに、これまでお示ししている追加接種に関する事務連絡の内容をご確認の上、各自治体の障害保健福祉部局と保育主管部局、衛生主管部局とで連携しながら、円滑な接種の実施についてご協力をお願いいたします。

なお、接種券が接種対象者に到達していない場合であっても追加接種は可能としており、その際の事務運用について、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000859245.pdf>）及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000889646.pdf>）において、お示ししています。

**【参考事務連絡】**

- ・障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）について（令和3年11月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000858529.pdf>

- ・障害者支援施設等の入所者等における初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（令和3年12月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000875509.pdf>